

2023 年度

都立公園臨時売店出店事業者

募 集 要 項

2023 年 11 月

公益財団法人 東京都公園協会

1 目的

この要項は、公益財団法人東京都公園協会（以下「公園協会」という。）が管理する都立公園等において、公園利用者へのサービスの向上及び賑わい創出のため、常設の店舗機能を補完する臨時売店として出店するテント販売の事業者（以下「事業者」という。）を選定するために必要な事項を記載したものです。

都立公園における臨時売店の出店は、重要な公共インフラである都立公園において、来園者の便益拡大を前提としたものであり、単なる営利を目的とした事業ではありません。よって、そのサービスが多様な来園者層のニーズに応え、公園の賑わい創出に貢献し、公園全体の魅力向上に寄与することが必要となります。

今回の事業者募集は、この目的を達成するための事業パートナーとして、事業者の公募を行うものです。

2 事業者の選定方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式（書類審査）により行います。

3 応募方法

(1) 応募方法

応募については、Web フォームでの提出になります。詳細につきましては、下記（2）提出内容及び5ページ「出店事業者募集に係る条件等」をあわせてご確認のうえ、ご応募ください。

① 下記 URL（QR コード）より Web フォームにご入力ください。



<https://form.run/@eigyo-koubo-sm-DawtwYYKtFODpKy51C2e>

②提出期限 **【Web フォーム提出期限】2023 年 12 月 27 日（水）17：00 まで**

※提出期限を過ぎた場合は、応募は認められません。

③Web フォームは入力中に途中保存することができます。

(2) 提出内容

以下①～④は、上記 Web フォームの手順に従ってご入力や、PDF データでご提出していただきますが、事業者として選定された場合は、以下④（ア）、（イ）、（オ）、（カ）は原本を、（ウ）、（エ）、（キ）は写しをご提出いただきますので、審査の結果を通知するまでそのまま各自で保管してください。個人、法人または任意団体がこれから起業される場合もご応募自体は可能です。以下（ア）～（キ）の書類等が業務委託契約締結時までにご用意できない場合は別途、ご相談ください。

Web フォームでの提出内容および提出書類	法人	個人
-----------------------	----	----

① 応募申請	○	○
② 会社（団体）概要※1	○	○
③ 企画提案	○	○
④ 添付書類		
(ア) 商業登記簿謄本	○	—
(イ) 住民票又は外国人登録済証明書	—	○
(ウ) 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの	○	—
(エ) 決算書等（連結および単独、最新のもの）※2 ※3	○	○
(オ) 事業税及び法人税の納税証明書その3（最新のもの）	○	—
(カ) 源泉徴収票、納税証明書、住民課税証明書（最新のもの）	—	○
(キ) 販売品目・提供するサービスに準じた各許可書等	○	○

※1 個人事業者は会社概要に代わるもの。

※2 貸借対照表、損益計算書等経営実績がわかるもの。

※3 個人、法人または任意団体がこれから起業される場合、(エ)の提出は不要です。ただし、法人または任意団体として事業の運営実績があり、新規で事業の立ち上げを予定されている場合は、(エ)をご提出ください。

(3) 諸注意

- ① 一度提出した書類・データは、内容の変更、再提出、差し替えを認めません。
- ② 応募に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- ③ 提出書類に使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨としてください。
- ④ 出店事業者に選定された事業者の企画提案書の著作権は公園協会に帰属します。ただし、出店事業者に選定されなかった事業者の企画提案書の著作権は著作者に帰属するものとします。
- ⑤ 次のいずれかに該当する場合、企画提案書は無効とします。
 - ・企画提案の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ・企画提案書の作成様式に示された条件に適合しないもの。
 - ・企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。

4 事業者の審査・選定

(1) 審査方法

- ① 提出された書類に基づき、審査を実施します。
- ② 審査に当たっては、公園協会内に審査委員会を設定し、選定基準に従って厳正な審査を実施します。
- ③ 審査は2024年1月中旬から1月下旬に実施し、事業者候補として選定します。
- ④ 審査結果は2024年2月上旬までに書面・メールにて通知します。

(2) 審査基準

審査は全ての事業者に対して、下記【基準A】について審査いたします。都立公園での出店実績のある

事業者は【基準A】に加えて【基準B】を照らし合わせ審査をいたします。

【基準A】 すべての事業者

項目	審査のポイント	配点比重
公園利用者へのサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・販売品目、種類、価格設定 ・出店店舗の外観、装備 ・お問い合わせ・苦情対応 等 	★★★★
事業の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定性、財務状況 ・収支計画の妥当性 ・人員配置計画 ・公園等への出店実績 等 	★★★★
安全衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生対策 ・事故防止対策 等 	★★★

【基準B】 都立公園での出店実績のある事業者への付加項目

項目	審査のポイント	配点比重
都立公園への出店状況	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンセル率、遅刻率 ・好事例、協会への協力度 等 	★★★

(3) 選定方法

【基準A】および【基準A+基準B】に対して、それぞれ基準点を定め、それを上回った事業者を対象として、双方を合わせて事業者候補を選定する予定です。

ただし、事業者数については選考状況等を踏まえ、審査委員会の審議によって決定するものとします。また、一定の基準に達しなかった事業者が多数だった場合など、事業者数が想定数に満たなかった際等については、条件付き合格などの特別措置を実施する場合や、再募集を実施する可能性があります。

5 選定後の手続き

事業者候補として選定された者は、2024年2月上旬から2024年2月下旬にかけて順次、業務委託契約について公園協会と協議を行うこととします。最終的に協議に合意し、業務委託契約を締結するに至った者を、当事業の事業者として選定します。

6 評価制度

将来的に出店事業者に対する『評価制度』の導入を検討しております。評価の内容については、出店箇所や出店頻度を決定する際の資料とします。

6 スケジュール

年	期間	内容
---	----	----

2023年	11月30(木)から12月27日(水) 17:00まで	募集要項の配布(ホームページ掲載) 提出書類の受付(Webフォーム)
2024年	1月中旬～1月下旬	審査
	1月下旬から2月上旬	審査結果の通知
	2月上旬から2月下旬	業務委託契約についての協議
	3月1日(金)より	出店業務委託開始

7 本件の問い合わせ先

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」10階

公益財団法人 東京都公園協会 公園事業部 営業課

担当：春田、米山、井川

eigyokoubo.sm@tokyo-park.or.jp

※提出書類や、Webフォームについてのお問い合わせは上記メールアドレスをお願いいたします。

※件名は『【問い合わせ】臨時売店(テント販売)事業者審査(各事業者名)』としてください。

以上

出店事業者募集に係る条件等

1 出店対象箇所

公園協会が管理する都立公園等（8、9 ページの出店予定公園一覧参照）

※一覧以外の箇所にも、出店を依頼することがあります。

2 出店業務委託内容

飲食物・物販の販売業務、ワークショップ等イベントにかかわる業務

※酒類は公園協会からの指示がない限り販売できません。

3 今回の出店における契約期間

2024年3月1日（金）から2025年2月28日（金）までの1年間

※その後、4回を限度に更新をする場合があります。（業務状況等により判断）

4 出店日及び営業時間

原則としてイベントに準ずる

5 出店依頼方法

出店のスケジュールを約2ヶ月前までに公園協会から出店事業者以案内し依頼をします。

6 申請資格

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 催事やマルシェ等に出店経験のある個人、法人または任意団体
- ② 業務委託契約締結日までに事業を開業することができる個人、法人または任意団体

(2) 当協会が指定する出店日への出店に同意できる者

(3) 保健所が定める適切な衛生管理（飲食店 HACCP に沿った管理）と加工（調理等）ができる者
（※食品を取り扱わない事業者は除く）

(4) 自店から排出されたゴミ及びテント等臨時売店周囲のゴミ（包装類）を回収し持ち帰ることができること※留め置きの場合について言及

(5) 2023年11月1日から過去5年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法規に違反していないこと（※食品を取り扱わない事業者は除く）

(6) 顧客サービスと売上金精算透明性の確保のため、レシートの出るレジを用意できる者（※商品の販売をしない、ワークショップ等の臨時売店は除く）

- (7) 個人、法人または任意団体及びその代表者もしくは個人が次のいずれかに該当しない者
- (ア) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
 - (イ) 破産者であって、復権していない者
 - (ウ) 銀行取引停止処分を受けている者
 - (エ) 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - (オ) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
 - (カ) 申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
 - (キ) 集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
 - (ク) 国税及び地方税、区民税等を滞納している者
 - (ケ) 暴力団関係者及びその繋がりとされる者

8 経費負担等

出店事業者は、下記の費用をすべて負担するものとします。

・営業に係る出店料

※イベント規模、来園客数等によって出店料は変動します。

(例) 出店料 1日1区画につき3,000円～等

・その他出店に係る仕入費、人件費、交通費、光熱水費、燃料費等の一切の経費は出店事業者の負担となります。

9 売上金の精算方法

事業者がレジから出力される当日の売上金合計が記載された「会計記録（レジジャーナル等）」と協会指定の「売上報告書」を出店箇所の指定の場所に提出。

10 その他の条件等

- (1) 出店場所、日時及び販売内容、設営・撤収については、公園協会が指定する内容のとおり出店してください。
- (2) ご提案いただいた企画提案書にある販売品目、販売価格等は、公園協会と協議のうえ変更等を依頼することがあります。
- (3) 提示した出店予定スケジュール一覧は必ず出店を約束するものではありません。イベントの中止や、行政の指導等により出店スケジュールを変更することがあります。
- (4) 天候等による出店有無は、公園協会の判断によって行われます。雨天時等集客が見込めない状況であっても出店いただくことがございます。
- (5) 出店事業者決定後、営業する権利を他人に譲渡または再委託はできません。
- (6) 食品衛生法その他関係法令等を遵守してください。（※食品を取り扱わない事業者は除く）
- (7) 事故、クレーム等があった場合は、直ちに公園協会に連絡し、適宜対応の指示を受けた上で慎重に対応してください。
- (8) 店舗・事業におけるCS等接客教育を実施し、常に優良なサービスの提供に努めてください。

- (9) 保健所への申請（営業免許、食品衛生責任者の申請等）が必要な場合は事業者が適切に行ってください。
- (10) 営業時に BGM 等の使用はできません。
- (11) のぼり旗、立て看板等の宣材については、都立公園での使用に適したものとしていただきます。公の施設になるので、場所によっては広告物等の制限が厳しくなる場合がございます。景観にそぐわないと判断した場合、変更・撤去等をお願いすることがあります。
- (12) 出店事業者選定後、公園協会が求める条件等を満たせなかった場合は、決定を取り消すことがあります。その取り消しにより、出店事業者に損失が生じても、公園協会はその損失を補償しません。また、出店事業者は公園協会に対し一切補償の請求は行わないこととします。
- (13) 公園内への進入、搬入の際、車両で舗装等の公園設備を汚染、破損、損傷させないようにご注意ください。汚染、破損、損傷させた場合は、直ちに公園協会に報告をし、協議のうえ出店事業者の負担において原状回復してください。
- (14) 本事業の履行に当たって自動車を使用し、または利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に基づき、次の事項を遵守してください。
- ①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減 等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
 - ③低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- なお、適合の確認のため、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写の提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。

出店予定公園一覧

No	エリア	公園名	住所	出店予定日	
				土日祝日	イベント時
1	東	浜離宮恩賜庭園	〒104-0200 東京都中央区浜離宮庭園 1-1	—	○
2	東	芝公園	〒105-0011 東京都港区芝公園 4-10-17	—	○
3	東	旧芝離宮恩賜庭園	〒105-0022 東京都港区海岸 1-4-1	—	○
4	東	青山公園	〒107-0062 東京都港区南青山 2-32-2	—	○
5	東	上野恩賜公園	〒110-0007 東京都台東区上野公園 7-47	—	○
6	東	小石川後楽園	〒112-0004 東京都文京区後楽 1-6-6	—	○
7	東	六義園	〒113-0021 東京都文京区駒込 6-16	—	○
8	東	旧古河庭園	〒114-0024 東京都北区西ヶ原 1-27-39	—	○
9	東	汐入公園	〒116-0003 東京都荒川区南千住 8-13-1	—	○
10	東	舎人公園	〒121-0837 東京都足立区舎人公園 1-1	○	○
11	東	水元公園	〒125-0034 東京都葛飾区水元公園 3-8	○	○
12	東	東白鬚公園	〒131-0034 東京都墨田区堤通 2-2-1	—	○
13	東	篠崎公園	〒133-0054 東京都江戸川区上篠崎 1-25-1	—	○
14	東	葛西臨海公園	〒134-0086 東京都江戸川区臨海町六丁目	○	○
15	東	木場公園	〒135-0023 東京都江東区平野 4-6-1	○	○
16	東	清澄庭園	〒135-0024 東京都江東区清澄 3-3-9	—	○
17	東	林試の森公園	〒142-0061 東京都品川区小山台 2-6-11	—	○
18	西	代々木公園	〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 2-1	○	○
19	西	駒沢オリンピック公園	〒154-0013 東京都世田谷区駒沢公園 1-1	○	○
20	西	砧公園	〒157-0075 東京都世田谷区砧公園 1-1	○	○
21	西	善福寺川緑地	〒166-0016 東京都杉並区成田西 1-30-27	—	○
22	西	和田堀公園	〒166-0016 東京都杉並区成田西 1-30-27	—	○
23	西	善福寺公園	〒167-0041 東京都杉並区善福寺 3-9-10	—	○
24	西	高井戸公園	〒168-0082 東京都杉並区久我山 2-19-43	—	○
25	西	戸山公園	〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-5-1	—	○
26	西	浮間公園	〒174-0041 東京都板橋区舟渡 2-15-1	—	○
27	西	赤塚公園	〒175-0082 東京都板橋区高島平 3-1	—	○
28	西	石神井公園	〒177-0045 東京都練馬区石神井台 1-26-1	○	○

29	西	光が丘公園	〒179-0072 東京都練馬区光が丘 4-1-1	○	○
30	西	練馬城址公園	〒179-0074 東京都練馬区春日町 1-1-32	○	○
31	西	城北中央公園	〒179-0084 東京都練馬区氷川台 1-3-1	○	○
32	西	武蔵野中央公園	〒180-0011 東京都武蔵野市八幡町 2-4-22	—	○
33	西	神代植物公園	〒182-0017 東京都調布市深大寺元町 31-10	—	○
34	西	府中の森公園	〒183-0001 東京都府中市浅間町 1-3-1	○	○
35	西	武蔵野の森公園	〒183-0003 東京都府中市朝日町 3-5-12	—	○
36	西	小金井公園	〒184-0001 東京都小金井市関野町 1-13-1	○	○
37	西	殿ヶ谷戸庭園	〒185-0021 東京都国分寺市南町 2-16	—	○
38	西	東村山中央公園	〒189-0024 東京都東村山市富士見町 5-4-67	—	○
39	西	秋留台公園	〒197-0814 東京都あきる野市二宮 673-1	—	○
40	西	東大和南公園	〒207-0022 東京都東大和市桜が丘 2-106-2	—	○

※上記以外の公園等に出店する場合がございます。

11 本件の問い合わせ先

〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」10 階
 公益財団法人 東京都公園協会 公園事業部 営業課

担当：春田・米山・井川

TEL：03-3232-3138（平日のみ 9：00～17：00）

eigyo-koubo.sm@tokyo-park.or.jp

件名は『【問い合わせ】臨時売店審査（各事業者名）』

としてください。

※提出書類や、Web フォームについてのお問い合わせは上記メールアドレスに
 お願いいたします。